



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年2月23日金曜日 第1838号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（上島町）.....	193
字の区域の変更（ " ）.....	193
一部事務組合の規約の変更許可（3件）.....	193
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	194
土地改良区役員の就退任の届出（4件）.....	194
土地改良区の定款変更の認可.....	195
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	195
同意の成立（2件）.....	197
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	197
道路の供用開始（ " ）.....	198
道路の供用開始（県道岩城弓削線）.....	198
開発行為に関する工事の完了.....	198

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	198
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	199

正 誤

平成18年11月21日付け第1814号外1愛媛県規則第60号（障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則）中.....	199
平成19年2月9日付け第1834号公営企業公告（清掃業務の委託）中.....	199

告 示

○愛媛県告示第274号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、上島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は上島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年2月23日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
上島町岩城5866から5870まで、6016及び6017の地先	9 229 57

○愛媛県告示第275号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、上島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年2月23日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
岩城	上島町岩城5866から5870まで、6016及び6017の地先公有水面埋立地	9 229 57

○愛媛県告示第276号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり中予広域水道企業団の規約の変更を許可した。

平成19年2月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成19年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成19年2月15日

○愛媛県告示第277号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予地区ごみ処理施設管理組合の規約の変更を許可した。

平成19年2月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成19年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成19年2月15日

○愛媛県告示第278号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予市松前町共立衛生組合の規約の変更を許可した。

平成19年2月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成19年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成19年2月13日

○愛媛県告示第 279 号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成19年 1月25日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 <u>5 厘</u>	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 <u>5 厘 5 毛</u>
2 ~ 7 省略				2 ~ 7 省略			

○愛媛県告示第 280 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市楠河土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 辺 時 尾	西条市河原津甲280番地 1

○愛媛県告示第 281 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 田 正 義	伊予郡松前町大字昌農内264番地

○愛媛県告示第 282 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 田 正 義	伊予郡松前町大字昌農内264番地

○愛媛県告示第 283 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市飯岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 悟	西条市飯岡20番地
"	秦 保 志	西条市飯岡1102番地
"	秦 孝 敏	西条市飯岡1355番地
"	越 智 祐二郎	西条市飯岡824番地
"	武 田 敦 郎	西条市飯岡662番地の 1
"	越 野 毅	西条市早川2297番地の 1
"	一 色 和 夫	西条市飯岡2303番地
"	越 智 克 己	西条市飯岡2241番地
"	越 智 文 雄	西条市飯岡1849番地の 1
"	国 田 定 義	西条市飯岡1807番地
"	一 色 浩	西条市飯岡2647番地の 2
"	伊 藤 朝 男	西条市大浜6188番地
"	越 智 律 雄	西条市飯岡2974番地
"	藤 原 増 市	西条市飯岡3179番地の 2
"	岡 一 雄	西条市飯岡3159番地の 4
"	河 野 貞 男	西条市飯岡3693番地

○愛媛県告示第 285 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成19年 1月25日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)		(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)	
第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。		第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。	
漁業近代化資金の種類	利子補給率	漁業近代化資金の種類	利子補給率

"	浅 野 幾 義	西条市下島山607番地
監 事	藤 田 幸 正	西条市飯岡908番地
"	越 智 照 實	西条市下島山甲596番地
"	寺 田 祝 啓	西条市飯岡3811番地
"	佐 竹 尚	西条市飯岡3985番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 悟	西条市飯岡20番地
"	秦 保 志	西条市飯岡1102番地
"	秦 孝 敏	西条市飯岡1355番地
"	越 智 祐二郎	西条市飯岡824番地
"	武 田 敦 郎	西条市飯岡662番地の 1
"	神 野 道 秋	西条市早川2337番地の 1
"	一 色 和 夫	西条市飯岡2303番地
"	越 智 克 己	西条市飯岡2241番地
"	越 智 重 利	西条市飯岡2162番地の 1
"	国 田 定 義	西条市飯岡1807番地
"	一 色 浩	西条市飯岡2647番地の 2
"	加 藤 寛 治	西条市飯岡2528番地の 2
"	越 智 律 雄	西条市飯岡2974番地
"	藤 原 増 市	西条市飯岡3179番地の 2
"	岡 一 雄	西条市飯岡3159番地の 4
"	河 野 貞 男	西条市飯岡3693番地
"	高 橋 秋 夫	西条市下島山甲483番地
監 事	加 藤 恒 住	西条市飯岡3956番地
"	越 智 照 實	西条市下島山甲596番地
"	寺 田 祝 啓	西条市飯岡3811番地
"	藤 田 幸 正	西条市飯岡908番地

○愛媛県告示第 284 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、松山市垣生土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合

法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号までに貸し付ける場合

法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合

法第2条第2項第3号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合

法第2条第2項第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合

法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合

法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号までに貸し付ける場合

法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合

法第2条第2項第3号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合

法第2条第2項第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合

1・2 省略

1・2 省略

3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販

3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販

年1分2厘5毛

年1分5毛

年1分2厘5毛

年5厘

年5厘

年1分2厘5毛

年1分5毛

年1分2厘5毛

年5厘

年5厘

売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）						売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）					
4～6 省略						4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年5 厘	年5 厘	7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年5 厘5 毛	年5 厘5 毛
8 省略						8 省略					

○愛媛県告示第286号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年2月23日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
川之江区域（川之江漁業協同組合の地区）	瀬戸内海において、2隻以上の漁船により船びき網を使用して営む漁業であって、当該漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるもの

○愛媛県告示第287号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年2月23日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
三島区域（三島漁業協同組合の地区）	瀬戸内海において、2隻以上の漁船により船びき網を使用して営む漁業であって、当該漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるもの

○愛媛県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年2月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山筏津乙509番37	旧	メートル 6.0～12.2	キロメートル 0.100	
			新	6.8～16.8	0.100	

"	"	新居浜市別子山筏津乙504番15	旧	10.2~16.3	0.061	
			新	14.0~20.0	0.060	

○愛媛県告示第 289 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山筏津乙509番37	平成19年 2月23日
"	"	新居浜市別子山筏津乙504番15	"

○愛媛県告示第 290 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町生名55番 2 から 同町生名52番 2 まで	平成19年 2月23日

○愛媛県告示第 291 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18松局建（開）第58号 平成19年 2月14日	伊予市稲荷字池ノ内甲189番 2	伊予市稲荷甲208番地 3 藤 原 誠

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 2月 9 日	特定非営利活動法人 麦の穂	伊 敷 郁 美	愛媛県今治市玉川町摺木カハラ甲 6 番地 4	この法人は、今治市内を中心として障害をもって日々暮らす人達に対し、地域の身近なところへの就労支援、地域活動への参加支援等を行いながら、自立と社会参加の促進、生活の質の向上と共生社会の実現を図り、公益に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 2月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 2月14日	特定非営利活動法人 ノーマライゼーションサポート おおず	中 野 知 伶	愛媛県大洲市若宮672番地 9	この法人は、大洲市及び愛媛県内の精神障害者及びすべての障害者が、地域で普通に暮らせるための支援事業を行い、障害者の社会的自立をはかることによって、公益に寄与することを目的とする。

正 誤

○正 誤

平成18年11月21日付け第1814号外 1 愛媛県規則第60号（障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則）中

ページ	箇所	誤	正
12	上から4行目	ケアホーム	ホームヘルプ

○正 誤

平成19年 2月 9日付け第1834号公営企業公告（清掃業務の委託）中

ページ	箇所	誤	正
167	左段 3 入札書の提出場所等 (3) 入札説明書の交付等 ア 交付期間中	3月20日（金）	3月20日（火）